

2019年8月19日

## 社会貢献特約の取扱いを開始

MS&ADインシュアランスグループの三井住友海上プライマリー生命保険株式会社(取締役社長:永井 泰浩)は、2019年9月2日から、『**社会貢献特約**』(以下、「本特約」という)の取扱いを、株式会社三井住友銀行(頭取CEO:高島 誠 以下、三井住友銀行という)を保険募集代理店とする一部商品にて開始します。

従来、生命保険は保険金等受取人の指定範囲をご家族等\*<sup>1</sup>とし、資産を家族にのこしたいというニーズにお応えする商品として活用されてきました。そのような中、近年では、『**資産を寄附することで社会のために役に立たい**』など、資産継承に関する価値観の多様化がみられています。これを踏まえ、三井住友銀行と共同で、保険金等受取人を公益団体に指定できる本特約を**業界に先駆けて**\*<sup>2</sup>開発しました。本特約を付加することで、保険金等を「指定公益団体」\*<sup>3</sup>に支払うことができ、お客さまの寄附へのニーズにお応えします。

弊社はこれからも、「お客さま第一の業務運営に関する方針」に則り、お客さまニーズにきめ細かくお応えするとともに、お客さまの「元気で長生き」を支える魅力的な商品・サービスの提供に努めてまいります。

\*1 原則、被保険者の3親等以内の親族。

\*2 保険金等受取人として公益法人を指定することを可能とする特約について、業界初となります。三井住友海上プライマリー生命調べ(2019年7月末時点)。

\*3 本特約を付加したご契約の保険金等受取人となることについて、三井住友海上プライマリー生命と合意した団体。

## 社会貢献特約について

### 1. 本特約の概要

- ・弊社が指定する公益団体(指定公益団体)を保険金等受取人とする特約です。
- ・ご契約時に本特約を付加\*<sup>4</sup>の上、指定公益団体の中から1団体を選択いただけます\*<sup>5</sup>。
  - \*4 ご契約時のみ付加することができます。また、契約者と被保険者が同一人であるなど、所定の条件があります。
  - \*5 ご契約中の指定公益団体の変更は可能です。
- ・被保険者がお亡くなりになった場合、保険金等を指定公益団体にお支払いします。

### 2. 指定公益団体

指定公益団体は以下の2団体です(2019年9月2日時点)。



※指定公益団体は、将来、追加・変更する可能性があります。

### 3. 対象商品

三井住友銀行を保険募集代理店とする、以下の2商品となります。

- (1)通貨選択生存保障重視型個人年金保険「一生涯受け取れる 人生応援年金」  
※当該商品の詳細は、『[契約締結前交付書面\(契約概要／注意喚起情報\) 兼 商品パンフレット](#)』をご参照ください。
- (2)円建終身移行特約付通貨選択利率更改型終身保険「しあわせ、ずっと」  
※当該商品の詳細は、『[契約締結前交付書面\(契約概要／注意喚起情報\) 兼 商品パンフレット](#)』をご参照ください。

### 4. 諸費用について

本特約を付加した場合、特約の維持・管理等にかかる費用として、保険金等のお支払い時に、受取人に支払う保険金等から、保険金等の1%(最大10万円)が差し引かれます。

<本件に関するお問い合わせ先>

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社 経営企画部 広報担当 電話 03-3279-9001